

安全のための対策

車両の安全対策

輪重測定装置

車両の検査は法的に定められた期間内(10日ごと、3ヵ月ごと、4年または走行距離60万キロごと、8年ごと)に実施しており、日々安全運行に努めています。車両の脱線防止対策として、平成13年10月より車両基地内2ヵ所に輪重測定装置を設置しており、左右の車輪にかかる重量バランス(静止輪重差)を厳密に管理しています。



輪重測定装置

連結間転落防止外幌

お客さまが乗車時に車両の連結間に転落される事故を防止するため、平成12年から車両連結間に転落防止外幌を順次装備しています。平成19年3月31日現在、対象666両中、613両に設置済みです。



連結間転落防止外幌

運転士異常時列車停止装置

運転士の体調急変時などにおける安全を確保するため、ハンドルから手が離れると自動的に非常ブレーキが作動する運転士異常時列車停止装置を全車両に採用しています。また、車掌室には、緊急時に車掌が扱う非常ブレーキスイッチも装備しています。



運転士異常時列車停止装置(手を離すと非常ブレーキが作動します)

自然災害に備えた安全対策

気象観測機器

当社では、各種気象観測機器として風速計16ヵ所、雨量計8ヵ所(法面監視用含む)、地震計7ヵ所を沿線に設置し、観測データによって適切な運転規制を行い、暴風・豪雨等による異常な自然現象による運転事故の発生を未然に防止しています。

土木部門の安全対策

雨量計(法面監視用)の設置

設定した雨量を超えると警報を発する装置を設置しています。現在、寝屋川・枚方・八幡・中書島の4ヵ所に設置し、社内回線で担当事務所のパソコンを結び、一元管理しています。

衝撃検知装置

自動車が防護柵または橋梁に激突し、柵に異常が発生した時に直ちに駅に知らせ、柵の異常が著しい時には列車にも知らせる装置です。現在、国道1号架道橋(野江-関目間)と国道163号架道橋(関目-森小路間)に設置しています。また、現地に設置しているカメラで監視も行っています。

踏切事故防止のための安全対策

踏切障害物検知装置、踏切支障報知装置

車両が通行する踏切において、踏切警報機作動中に踏切内で障害物を検知すると、特殊信号発光機を点滅させて運転士に知らせるとともに、注意喚起の警告ブザーを鳴動させる踏切障害物検知装置を京阪線96踏切、大津線40踏切に設置しています。その他の踏切においては、踏切内にて列車を停止させなければいけない事態が生じた時、非常ボタンを押すことにより運転士に知らせる踏切支障報知装置を京阪線18踏切に設置し、事故を未然に防止しています。



踏切障害物検知装置



踏切支障報知装置

踏切事故防止のために

踏切の闪光灯や方向指示器をLED化し、通行者の視認性を高めることにより保安度の向上に努めています。

また、踏切道を通るドライバーや歩行者に対して注意をよびかける啓蒙活動も行いました。



列車進行方向指示器(LED型)